

支える人を支える 京都の 福祉

府社協 HP 公式 X



『京都の福祉』は福祉関係者に福祉の課題や情報を提供する
「京都府社会福祉協議会」(府社協)が発行する広報誌です

2025
10
no.621

令和7年度 赤い羽根共同募金運動に
ご協力をお願ひいたします！



- どこに住んでいても
安心して暮らせる社会の実現に向けて

● 20周年記念シンポジウムレポート

▼6ページ
▼4ページ

Y目標に向かって共に取り組むことで、顔の見える関係が生まれ、助け合いや見守りへとつながっていく。文化を守ると同時に、時を超えた人と人の絆を育み続ける。祇園祭を通じて育まれる信頼や連帯は、地域福祉の土台となり、災害時や支援が必要なときにも力を發揮するだろう。千年の伝統の中に息づく、地域福祉のヒント。祇園祭は、私たちに今改めて「人が支え合う社会」の大切さを教えてくれるのではないかだろうか。

Y豪華絢爛な山鉾の姿に目を奪われる。京都の夏を彩る祇園祭。千年を超えるこの祭りの裏側には、地域の町衆によつて脈々と引き継がれてきた歴史と伝統を見ることができる。釘を一切使わず縄だけで組み上げる山鉾の飾りつけをはじめ、お囃子や道具の手入れなど、すべては地域の人々の手によって支えられている。子どもから高齢者まで地域の多くの町衆が関わるその姿には、「地域共生社会」の原点がある。

もえくさ



T.O



高齢化が進む地域で、赤い羽根共同募金を活用して在宅介護を支える。舞鶴市社会福祉協議会（以下、舞鶴市社協）が30年以上続ける「大人用紙おむつ割引券発行事業」と、地域とをつなぐ民生委員との連携に迫ります。



舞鶴市社協が配布する紙おむつ割引券。

高齢化が進むなか、在宅介護の現場を少しでも支えようと、舞鶴市社協では、府内でも珍しい取り組みとして、赤い羽根共同募金の配分金を活用した「大人用紙おむつ割引券発行事業」を実施しています。

「この事業は、高齢者に限らず、寝たきりの方や障がいのある方など、在宅で大人用紙おむつを使用している人すべてを対象に、1枚200円の割引券を1か月に2枚（年間4,800円相当）配布しています。年齢や所得による制限はなく、現在は

この事業は、高齢者に限らず、寝たきりの方や障がいのある方など、在宅で大人用紙おむつを使用している人すべてを対象に、1枚200円の割引券を1か月に2枚（年間4,800円相当）配布しています。年齢や所得による制限はなく、現在は

この事業は、高齢者に限らず、寝たきりの方や障がいのある方など、在宅で大人用紙おむつを使用している人すべてを対象に、1枚200円の割引券を1か月に2枚（年間4,800円相当）配布しています。年齢や所得による制限はなく、現在は

赤い羽根コラム

赤い羽根共同募金を 在宅介護に活用。 民生委員と地域密着の 仕組みをつくる

ドラッグストアで 使って「便利」と好評

民生委員が配布。 つながりをつくる

この事業は、高齢者に限らず、寝たきりの方や障がいのある方など、在宅で大人用紙おむつを使用している人すべてを対象に、1枚200円の割引券を1か月に2枚（年間4,800円相当）配布しています。年齢や所得による制限はなく、現在は

使い道を「見える化」で 理解を得る

この事業は、高齢者に限らず、寝たきりの方や障がいのある方など、在宅で大人用紙おむつを使用している人すべてを対象に、1枚200円の割引券を1か月に2枚（年間4,800円相当）配布しています。年齢や所得による制限はなく、現在は

ご協力を願いいたします！



災害に備えた地域づくり・ 災害ボランティア活動への支援

災害ボランティアによる水害に遭った家屋の泥出し活動

地域での防災・減災への取り組みや災害時に被災地支援にあたる災害ボランティアセンターの運営、災害に備えた資材・機材の整備へ助成しています。



地域でいきいきと暮らし 続けられる地域づくり

地域でのふれあい活動

孤立防止や社会参加の促進、介護予防などを目的とした住民同士の繋がりや地域の絆を広げる取り組みです。



生活に困難を抱える 人たちへの緊急支援

相談会の開催及び食料配布

不安を抱える人への相談や、生活困窮者への食料配布等による支援や、社会的孤立の状態にある人たちや困窮・孤立の状態にある人たちを支援する活動に助成します。



生きづらさを抱えるこども・ 若者とその家族への支援

こどもたちの健やかな成長のために

こども食堂・居場所支援・子育て支援等の運営に要する費用の一部を助成しています。

共同募金の寄付金は、困っている人を「支える人を支える」ために活用されています。

最寄りのゆうちょ銀行からも募金ができます。
01050-1-297

社会福祉法人
京都府共同募金会



市区町村を選択してください



誰をも受け入れ、誰もが 参加できる地域づくり

障がい者のスポーツ交流事業

高校生やボランティア等地域の方々との交流が、障がいのある方の社会参加への貴重な機会となっています。

令和6年度 募金の使いみち

令和6年度 京都府の配分・助成額

293,183,270円はこのように使われています。

（災害等準備金取崩・過年度配分金戻入額6,077,167円を含む。）

京都府内 36 市区町村の
じぶんのまちの福祉活動のために 198,452,047円

京都府全体の
福祉活動のために 94,731,223円

高齢者福祉活動助成	54,011,395円
課題を抱える人々を支える活動助成	11,167,006円
住民全般の福祉活動助成	79,246,097円
市・区・町・村共同募金委員会の活動費	19,330,875円

児童・青少年福祉活動助成	15,441,062円
障がいのある方の福祉活動助成	19,255,612円



皆さまからいただいた募金の
つかいみちをご覧いただけます。

はねっと 検索



令和7年度
共同
募金運動

令和7年
10月1日～3月31日

令和8年
社会福祉法人 京都府共同募金会
TEL: 075-256-9500 FAX: 075-256-9505
https://www.akaihane-kyoto.or.jp

どこに住んでいても安心して暮らせる社会の実現に向けて

「総合的な権利擁護支援の仕組みづくり」

つながりをいかして、だれもが尊厳をもつていきることができる社会にむけた支援策の方向性
(総合的な権利擁護支援検討会中間まとめより)



少子高齢化や社会的孤立の進行により、地域における権利擁護や生活支援的重要性が増しています。国においては、身寄りのない高齢者等への支援について、社会保障審議会福祉部会において新たな事業創設の議論が進められています。

京都府においても身寄りのない高齢者や認知症高齢者の増加により、権利擁護支援を必要とする人が増えており、包括的な支援体制の整備が喫緊の課題となっています。本会では、平成11年から市町村社協とともに地域福祉権利擁護事業を実施し、権利擁護を必要とする人の意思決定支援とともに判断能力が不十分なことにより制度等から排除されることがないよう暮らしを支えてきました。利用者数は年々増加を続けており、複合的な課題を抱える世帯の支援等、対応の強化が必要となっています。

そのような状況をふまえ、今年度「総

合的な権利擁護支援検討会」を設置し、どの地域においても安心して暮らすことができる仕組みの構築について検討を行っています。これまでの5回までは特に、身寄りのない方への支援の課題と共に対応方策について議論がされました。

身寄りのない方の課題は、福祉の領域のみならず多様な主体によって取り組む課題であり、行政、地域住民、社会福祉法人、NPO等関係機関、企業等と協働し、地域の特性に合わせた資源開発を進めていくことが重要です。中間とりまでは、必要な資源の開発や多機関連携の強化等、どの地域においても誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現に向けた総合的な権利擁護支援の仕組みづくりにむけて方向性が示されました。

今後「つながりをいかして、だれもが尊厳をもつていきることができる社会」の実現に向けて、以下の方向性の具体化を図っていきます。

(1) 既存のサービスや取り組み等の重ね合わせにより切れ目ない支援の継続

・地域福祉権利擁護事業利用者の死亡による終了時に切れ目なく支援できる枠組みの整理

(2) 死後を含めた自らの意思を表明できる仕組みの導入

・包括的な支援体制の一環として市町村を主体とした既存の相談窓口等を活用した終活・死後についての相談機能の充実

(3) 身寄りのない方の死亡時の取り扱い

・行旅病人及行旅死亡人取扱法、墓地埋葬法等の運用を適切に行い、葬儀から遺留金・遺留品の処理

(4) 地域福祉権利擁護事業利用者以外への対応

・判断力があるが支援が必要な方への支援対象拡大について検討・寄付、遺贈等の活用による財源確保

(5) 地域において支えあう関係づくりの構築

・市民後見人や生活支援員など、地域において権利擁護支援活動を行う担い手の養成

・世代や価値観の違いを受け入れ、多様性を認め合う関係づくりの推進

誰もが住みやすいまちづくりを目指して

2025年6月25日に「手話に関する

施策の推進に関する法律（手話施策推進法）」が施行されました。手話を必要とする子どもや保護者に対する情報提供や取得の機会の提供、学校で手

話による教育を行うための指導方法の研修の実施、職場で手話を使える環境を整備するための事業主への情報提供、手話に関する専門人材の養成、確保等に取り組むとともに、手話が重要な意思疎通手段であることが位置付けられ、手話を使って暮らせる環境整備等を国や自治体の責務として明記されました。

また、同法では国連の「手話言語の国際デー」と同じ9月23日を「手話の日」としました。日本の聴覚障害者は、約37万9千人（令和4年全国在宅障害児・者等実態調査より）となっており、これまで障害者基本法において手話は「言語」として位置付けられ、手話による情報提供、意思疎通支援の充実等、施策が

取り組まれてきました。京都府では、共生社会の理念やこれまでのろうあ運動、手話通訳の歴史を

背景に平成30年3月に「言語としての手話の普及を進めるとともに聞こえに障害のある人とない人との支え合う社会づくり条例」が策定され、言語としての手話の普及や地域での理解促進、環境整備が取り組まれています。

しかし、日常生活のなかで必要な情報が十分に得られなかつたり、緊急時に支援が行き届かなかつたりする課題は依然として残されています。特に災害時の対応も重要な視点です。避難所において、手話や筆談等多様な情報保障を準備することは、命を守ることだけではなく、不安を軽減し安心感をもたらします。福祉と防災をつなげた地域の取り組みは誰にとっても暮らしやすい環境を整える基盤となります。

また、特に京都府はろうあ学校の発祥の地であるとともに日本で初めての手話サークル誕生の地でもあることから、手話を学んだ住民が増えることで、買い物や地域行事等で聴覚障害のある方との交流が自然に生まれ、互いの理

府内で手話を学びたい方は!
下記をご参考ください

京都府社協HPでは、市町村社協で登録されている手話サークルの情報を掲載しています



京都聴覚言語障害者福祉協会では手話の入門講座等を開催されています



知っていますか?
9月23日は
手話の日です

日本の聴覚障害者は、約37万9千人（令和4年全国在宅障害児・者等実態調査より）となっており、これまで障害者基本法において手話は「言語」として位置付けられ、手話による情報提供、意思疎通支援の充実等、施策が

取り組まれてきました。京都府では、共生社会の理念やこれまでのろうあ運動、手話通訳の歴史を背景に平成30年3月に「言語としての手話の普及を進めるとともに聞こえに障害のある人とない人との支え合う社会づくり条例」が策定され、言語としての手話の普及や地域での理解促進、環境整備が取り組まれています。

しかし、日常生活のなかで必要な情報が十分に得られなかつたり、緊急時に支援が行き届かなかつたりする課題は依然として残されています。特に災害時の対応も重要な視点です。避難所において、手話や筆談等多様な情報保障を準備することは、命を守ることだけではなく、不安を軽減し安心感をもたらします。福祉と防災をつなげた地域の取り組みは誰にとっても暮らしやすい環境を整える基盤となります。

また、特に京都府はろうあ学校の発祥の地であるとともに日本で初めての手話サークル誕生の地でもあることから、手話を学んだ住民が増えることで、買い物や地域行事等で聴覚障害のある方との交流が自然に生まれ、互いの理



災害ボランティアセンター運営の変化する災害ボランティア活動と「これから」を考える

京都府災害ボランティアセンターは、全国初の公民協働の「常設型」災害ボランティアセンターとして平成17年5月29日に発足し、今年度で設立20周年を迎えました。10月3日(金)に関係機関・団体の約60名が集い、20年という期間に、災害ボランティアセンターの在り方と今後の展望について考えるシンポジウムを開催しました。

講演 基調

災害法制及び災害ボランティア活動の変化と課題



Office SONOZAKI
園崎 秀治 氏

全国社会福祉協議会職員として国内外の被災地支援に尽力。現在は、より柔軟に、より積極的に全国各地の防災・減災活動支援に貢献すべく独立し活動。

災害ボランティア活動は自主的に行われているものであり、公助が不足しているところへの補完ではない。災害ボランティアは平時から公助と公助の役割の相互理解を行う必要がある。災害ボランティアの運営については、民間の支援体制やICTの導入が進んできている。

災害対策基本法の救助の種類に「福祉サービスの提供」が追加され、これまでの応急救助の枠組みから、包括的・継続的な生活支援へと位置づけが拡張された。被災者の「生活再建」に向けて連携協働による支援と平時からの関係づくりが重要。

災害ボランティアや災害ボランセン運営 6つの懸念／課題(基調講演抜粋)

1 ボランティア活動における懸念／課題

- 誰もが参加できる視点でコーディネートが行われているか
- 活動の方法や手段を規制する動きが強まりすぎていませんか
- 自発性に基づく民間支援をボランティア不足やボランティアの活用、投入などの表現がみられ、人手としてしか捉えていない発言が後を絶たない

2 協働とICT化における懸念／課題

- 連携・協働を促進する情報共有会議が、「場」を持つこと自体が目的にならないか
- 多種多様な支援者を仲介するコーディネーターが不在ではないか
- ICT活用の意義理解と利用方法の訓練・準備不足は、現場により混乱を招く

3 社協が運営する災害ボランセンにおける懸念／課題

- 福祉の専門組織がなぜ被災者支援の初期である災害ボランセンから担うのか
(福祉の視点による被災者ニーズの把握はどこへ)
- 長期的支援を見据えた発災当初からの体制づくりはまだまだ不十分である
- 協定や仕組みに囚われすぎて、社協や災害ボランティアセンターが民間組織であること(公助ではない)が見失われていないか

4 公助との役割分担の懸念／課題

- ボランティアやNPOが公的サービスの「都合の良い補完」になっていないか
- 被災自治体職員(=被災者)の業務量が多すぎる
公助支援の遅れは、最悪災害関連死に直結する可能性もある
- 「受援」の重要さ(事前の受援計画・受援体制づくり)が浸透していない

5 NPOとの連携における懸念／課題

- 一般的のボランティアと、生業として活動を行うNPO組織を「ボランティア」という言葉で括ってしまっている
- 技術系NPOの持続可能な資金的支援が不足したままである

6 生活再建における専門職等との連携についての懸念／課題

- ボランティアと専門職、在宅避難者支援と避難所住民支援の間での連携が、これまでになく求められている
- そのハブとなるべき「災害福祉支援センター」が、現状そこまでの機能を保有していない
- 災害時だけでなく、平時からのソーシャルサポートネットワークを意識した、機動力と多分野にわたる連携協働による支援が必須である

実践・パネルディスカッション



京都YMCAボランティア・ピューロー
専門委員 人見 晃弘氏

普段は若者や子ども、子育て支援、高齢者支援などの活動を行っている。熊本地震の時に益城町の避難所の指定管理を受けていたのが熊本YMCAで、普段の活動を活かして避難所運営を行った。そのとき京都YMCAが、京都府災害ボランセンと熊本YMCAとをつなぎ、京都府災害ボランセンから現地に災害ボランティアバスが3台運行され支援が行われた。

避難所運営の経験がある団体は、府内ではYMCAだけかもしれない。YMCAの持っている知見などを府内で共有できたらもっと支援の輪が広がるのではないか。

活動を通して課題に
・多文化(例:ハラル食)
・多言語対応の必要性
感じていること

南丹市社会福祉協議会
常務理事 榎原 克幸氏

平成25年の台風18号災害で災害ボランセンを開放した。当時を振り返ると、本当に被災者中心だったか(支援活動者と一体な災害ボランセンであったか)、中長期的視点を持ってできていたか。また、災害ボランセンと社協は一体的になっているが、社協の顔と災害ボランセンの顔があり、被災者はどの立ち位置として私たちを見ていたのか。どんなところを目指して活動しているかを混同してしまっていた。

また、時代が進み、災害ボランセンはこうあるべきなど型にはめてしまいつつあることに課題意識がある。

京都府災害ボランセンに
・市町村災害ボランセンの連合体的視点(横のつながり)
期待すること
・市町村災害ボランセンを「戦略的に活用」する



京都府災害ボランティアセンター
副代表 高桑 鉄則氏

京都府災害ボランセンは市町村災害ボランセンの運営を俯瞰して見て、声をあげにくいところにこちらから提案したり、ICTの活用など時代に沿った方法を受け入れ、対応できる人を育てていくことが役割の一つかと思う。また、ボランティアの根底は、その人が頑張ろうと思えるエネルギーを注ぎ込むことや被災地に活力を与えることで、それは誰もができること。その誰もができることを柔軟に開発することも京都府災害ボランセンの役割だと思う。

何より、普段から顔の見える関係性を作っていくことが大切で、多様な団体が集まる意味はそこにある。最近では顔の見える関係を築く時間が減ってきていているが、人と人が交わる場面を作っていくことができれば良いと考える。

浄土真宗本願寺派
社会部長 秦 明人氏

本宗派は全国に1万箇寺あり、能登半島地震の際には地方の連絡網を通じて本部に精度の高い情報が多く寄せられ、被災地に何が必要なのかを考え支援した。寺や門徒は地域に根差した暮らしや活動を日頃から行っているので他府県の寺の応援が地域に入っても良好な関係性の中で活動ができる。

課題は活動をどこまでやるのか。能登半島地震・豪雨災害では1年半活動を続けているが南海トラフが起こったときに、一宗派ができる限界を超えてしまうのではないか。本宗派の活動がNPO等の開かれた団体とどうつながっていくのか今後考えていきたい。

京都府災害ボランセンに
期待すること
・団体の受援力を上手く引き出してもらう。

京都府災害ボランティアセンターでは、今回提起いただいた懸念や課題、期待について関係機関・団体と協議を深め、広域の災害ボランセンとして被災地とボランティアをつなぐ、時代に即したセ

ンターづくりに取り組んでまいります。

京都府災害ボランセンは公民間わず多様な59団体が参画してくれていることが強みであり宝物である。相互理解を進め、それぞれの強みをさらに明確化していくと、危機的な状況の時にリソースが活ける形で連携していくと思う。

京都府災害ボランティアセンターでは、今回提起いただいた懸念や課題、期待について関係機関・団体と協議を深め、広域の災害ボランセンとして被災地とボランティアをつなぐ、時代に即したセ

令和7年度

スケールメリットを活かした割安な保険料で
充実補償をご提供します！ホームページでも内容を紹介しています
<https://www.fukushihoken.co.jp>

社会福祉施設総合損害補償

しせつの損害補償

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン 1 施設業務の補償

(賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護職賠償責任保険、サイバー保険、動産総合保険、費用・利益保険)

保険期間 1年

① 基本補償(賠償・見舞費用)

▶ 保険金額		▶ 年額保険料(掛金)		
賠償事故に対応	基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)	定員	基本補償(A型)
	身体賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	1~50名	35,000~61,460円
	財物賠償(1事故)	2,000万円	51~100名	68,270~97,000円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	以降1名~10名増ごと	1,500円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円		
	人格権侵害(期間中)	1,000万円		
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円		
お見舞い等の各種費用	徘徊時賠償(期間中)	2,000万円		
	事故対応特別費用(期間中)	500万円		
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度		
傷害見舞費用		死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円	【見舞費用加算】 定員1名あたり 入所: 1,300円 通所: 1,390円	

② 個人情報漏えい対応補償

③ 施設の什器・備品損害補償

- オプション1 ●訪問・相談等サービス補償
- オプション2 ●医務室の医療事故補償
- オプション3 ●看護職の賠償責任補償
- オプション4 ●借用不動産賠償事故補償
- オプション4 ●クレーム対応サポート補償

プラン 2 施設利用者の補償

(普通傷害保険)



① 入所型施設利用者の傷害事故補償

- ① 入所型施設利用者の傷害事故補償
- ② 通所型施設利用者の傷害事故補償
- ③ 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償

② 通所型施設利用者の傷害事故補償

- ① 入所型施設利用者の傷害事故補償
- ② 通所型施設利用者の傷害事故補償
- ③ 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償

③ 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償



プラン 3 職員等の補償

(労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険、雇用慣行賠償責任保険)

① 職員の労災上乗せ補償

使用者賠償責任補償

② 役員・職員の傷害事故補償

③ 役員・職員の感染症罹患事故補償

④ 雇用慣行賠償補償

プラン 4 法人役員等の補償

(役員賠償責任保険)

社会福祉法人役員等の賠償責任補償

●このご案内は概要を説明したものです。詳細は「しせつの損害補償」手引またはホームページをご参照ください。●

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**〈引受幹事〉 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL: 03(3349)5137

受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667

受付時間: 平日の9:30~17:30(土日・祝日、年末年始を除きます。)